農 第 1800-9 号 令 和 7 年 1 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸魚川市長 米 田 徹

市町村名(市町村コード)		糸魚川市
	(15216)	
地域名 (地域内農業集落名)		木浦地区
		(鬼伏、鬼舞、浜木浦、新戸、中尾)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月19日
協議の桁米を取りる	まとめた千月口	(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、耕作者の高齢化が進み、担い手が十分確保できない地域であるが、課題について以下のとおり集約される。

- ①耕作者の大半が兼業農家で、ほ場は未整備地のため、ほ場区画が小さく集積が難しい。
- ②耕作放棄地が年々増えてきている。
- ③耕作者の減少により、農道、用水路等の草刈りが大きな負担となっている。
- ④農業用機械の更新が負担となっている。
- ⑤営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・後継者や新たな担い手も確保が必要であり、他地区の担い手の参入も含め、担い手の確保を図る。
 - ・中山間地直接支払制度等を活用し、農地の保全を行う。
 - 果樹や野菜など、水稲以外の高収益作物の導入を検討し、所得の安定を図る。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		9 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	は 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	・所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しや				
	すい農地に改良を行う。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	・中間管理事業の周知を行い、機構の活用を図り、農地を機構へ貸し付けていく。				
	 (3)基盤整備事業への取組方針				
	・担い手のニーズを踏まえた計画的な水路・農道の補修を進める。				
	・地域計画及び目標地図の策定、取り組みの過程を通して、地区の基盤整備について地域で話し合いを進めて				
	いく。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	・市、えちご上越農業協同組合、農業共済組合等との連携を強化し、多様な経営体の確保育成に努める。				
	・集落営農組織や認定農業者、地域へ参入する法人等への育成支援				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	・作業の効率化が期待できる農作業委託について活用の検討を進めていく。				
	・農業支援サービスを行う事業体の情報共有などをし、積極的に農作業委託を取り入れていく。				
	・農業機械の共同化、作業委託などについて、今後増えていくものと思われるので、地域での取り組みを検討し				
	ていく。				
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 ☑ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	①鳥獣害対策として、電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。				
	8中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。				